

プレミアム基準の活用に係る専門委員会における 検討内容等について（案）

プレミアム基準の活用に係る専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、平成 28 年度からグリーン購入法の施策の将来的なあり方に係る検討に資するため、現行制度の課題抽出等の議論を開始したところである。

平成 29 年度には、28 年度の検討結果等を踏まえ、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について引き続き検討を実施し、**2030 年にグリーン購入が目指すべき姿及び 5 年後の姿（中期目標）に向けた当面の対応方針**が決定された（昨年度までの検討結果等を踏まえた本年度からの目標達成に向けた対応策の詳細については、**資料 5 - 1**参照）。また、平成 29 年度第 3 回特定調達品目検討会において、「**グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討**」が本年度の重点検討事項の一つとして位置づけられたところである（重点検討事項については**資料 3**参照）。

本年度は、昨年度までの検討結果等を踏まえ、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方及びプレミアム基準の活用について引き続き具体的な検討を実施するものとし、以下に本年度の検討方針等について示すこととする。

1. 検討の方法及びスケジュール

（1）専門委員会の設置

特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）の下に専門委員会（座長：平尾委員）を設置し、専門的な調査・検討を実施する。なお、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討に当たっては、専門委員会における検討状況等について適宜検討会に報告するとともに、検討会における意見等を踏まえ、検討を実施するものとする。

（2）検討スケジュール

専門委員会は検討会と連携を図りつつ検討を行うこととし、4 回程度の開催を予定している。想定している各回のスケジュール及び検討内容は、概ね以下のとおりである。

● 第 1 回専門委員会（平成 30 年 8 月 20 日）

- プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討内容等について
- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について

● 第 2 回専門委員会（平成 30 年 11 月 12 日）

- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について
- プレミアム基準を活用した判断の基準等の見直しについて

● 第3回専門委員会（平成31年1月頃）

- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について
- プレミアム基準策定ガイドライン（本編及び別冊）の改定素案について

● 第4回専門委員会（平成31年2月頃）

- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について（平成30年度取りまとめ）
- プレミアム基準策定ガイドライン（本編及び別冊）の改定案について
- 平成31年度における検討課題等について

2. 検討の内容

グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討の内容及びプレミアム基準の活用等に係る検討の内容は、以下のとおりである。

2-1 グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

（1）検討の方向性

グリーン購入法は、平成13年4月の完全施行から17年が経過したところであり、法施行当初の循環関連法としての役割のみならず、気候変動対策を始め、様々な観点からの取組を発展させる必要があるという共通認識のもと、平成28年度第3回プレミアム基準の活用に係る専門委員会において、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する今後の検討の方向性として、①気候変動対策への寄与、②循環経済への寄与、③SDGsへの寄与の3つの視点があげられた。

平成29年度は、これら3つの視点に基づき、2030年に目指すべき姿と将来に向けての中期目標として5年後の姿を示し、判断の基準のレベル等の考え方、運用方法等に係る議論を進めたところである。

本年度は、平成29年度の検討結果を踏まえとりまとめた3つの政策課題への具体的な対応案について検討するとともに、可能な対応案については、グリーン購入法の基本方針の改定に適切に反映する。また、残された課題について引き続きグリーン購入法の将来的なあり方を包含した議論を進めることとする。

（2）検討の内容

① 気候変動対策への寄与

本年度は、大幅な低炭素・低GWP、省エネ等につながる品目を特に、**重点戦略品目**として位置づけ、トップランナー的な判断の基準を設定し、率先的・重点的に調達を推進する品目の選定に係る検討を行い、選定した品目について、基本方針において2段階の判断の基準（より高い環境性能の基準及び従前レベルの基準の2段階）を設定するための考え方を整理する。検討に当たっては、可能な品目については、定量的な環境負荷低減効果の試算を行うこととする。

なお、気候変動対策については、後述する②の循環経済、③のSDGsと相互に関連す

るものであり、更なる低炭素・脱炭素化を推進するため、製品としての評価のみならず、機能・システムとしての評価（サービサイジング）等、2030年の26%削減目標や2050年の80%削減を見据えた議論を進めること、また、SDGsへの寄与に資する視点を含めた検討を行うことが重要である。

② 循環経済への寄与

平成27（2015）年5月のG7ドイツ・エルマウサミットにおいて、日本を含めたG7各国は、引き続き、資源生産性を向上させるための野心的な行動を取ることで、平成28（2016）年5月のG7富山環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」が採択され、資源効率性向上・3R推進に関するG7共通ビジョンが示された。また、平成27（2015）年9月の持続可能な開発目標（SDGs）においては、3Rに関連する取組が複数のターゲットとして掲げられるなど、循環型社会の実現に取り組んでいくことが世界的な潮流となりつつある。このような中、従前より検討会及び専門委員会において「もの（製品）」から脱却した「サービス」への対象の拡大について指摘されていることから、具体的な実装に向けた検討を進めることとする。

また、本年6月19日に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画、近年の資源循環対策を巡る国際的な流れ、本年度の重点検討事項とされたプラスチックに係る検討等に関する幅広い議論を踏まえ、循環経済に寄与する品目の選定、判断の基準等の設定に当たっての考え方を整理し、適切に基本方針の改定に反映するものとする。

なお、各種リサイクル法との連携の確保及び施策の相乗効果を図るため、グリーン購入法が果たすべき役割を整理し、個別法における目標等の早期実現に向けた対策を進めることについても視野に入れた検討を行うものとする。

③ SDGsへの寄与

平成28年12月に我が国がSDGsを実施していくための指針として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、平成29年12月には「SDGsアクションプラン2018」を、本年6月には「拡大版SDGsアクションプラン2018」それぞれ決定したところである¹。また、ステークホルダーズ・ミーティングの開催等により、政府、民間の連携を図りつつ取組を推進しており、特にグローバル企業が先行し、SDGs達成に向けての取組を加速している。

また、民間事業者においては、企業の社会的責任としてSDGsへの対応を進めていることを踏まえ、グリーン購入法の判断の基準を満たした製品を供給することが、SDGsへ直接的又は間接的に寄与するようなかたちにしていくことが望ましいと考えられる。

このため、平成30年度においては、事業者のSDGs達成に向けた取組を調査し、SDGsに寄与する側面について、特定調達品目の判断の基準等との関係の明確化を図るとともに、判断の基準等への反映に向けた検討を行う。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定

④ あり方検討における2つの論点及び重要な検討事項

これまで特定調達品目検討会及びプレミアム基準の活用に係る専門委員会等において指摘された事項のうち、上記①～③の政策課題に係る方向性に該当しないものや、包括的な対策が必要なものについて、運用上の課題の整理を行うとともに、今後の基本方針への反映の方針について検討を実施する。

特に、平成27年度から29年度の専門委員会において指摘された以下の2つの論点については、引き続き検討を深めていくこととし、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方の検討に反映していくものとする。

- (1) より環境性能の高い製品・サービスの調達に向けた論点
- (2) 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点

【特定調達品目選定に当たっての基本的考え方】

特定調達品目は、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的とする旨が基本方針に掲げられているところであるが、下記の特定期調達品目の選定等に当たっての考慮事項は、上記2つの論点への対応と深く関係している。

- 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- 全国的な調達に対し、判断の基準を満たしたものの供給が見込まれるものであること
- WTOで未だ議論中であるような事項へ配慮（PPM等）

このため、国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた基本的考え方の再整理や全体的な判断の基準の設定レベルの引き上げと調達方針における調達目標の設定レベル等について検討を行うものとする。

2-2 プレミアム基準策定ガイドラインの改定に係る検討

(1) 試行対象品目の点検・拡充等

平成26年度から29年度の試行対象品目とされた品目について、環境省における調達実績を把握し、試行の状況について確認を行う。併せて、他の府省庁における平成30年度の調達方針への活用の状況を踏まえ、今後の国等の機関に対する普及・周知のための方策についても検討するものとする。

また、本年度に見直しを予定している食堂、小売業務等の品目については、基本方針における判断の基準等の見直しとともに、試行対象品目候補として、プレミアム基準の設定について、市場動向等を踏まえ検討を実施する。

(2) プレミアム基準策定ガイドライン本編の改定に係る検討

パリ協定の採択・発効を受け、平成30年3月に改定したプレミアム基準策定ガイド

ライン（Version1.3）において、低炭素化、脱炭素化に係る取組の強化を掲げたところである。

本年度は、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）及び第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）の内容を踏まえ、主な環境政策への対応方針について追加・変更等の検討を行うとともに、プレミアム基準の考え方を活用した重点戦略品目の選定に当たっての考え方を追記し、事業者等の供給側の取組の推進を図ることとする。

（３）イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の改定に係る検討

平成 29 年 3 月に 2020 年の東京大会における活用も視野に入れ、イベントの運営及び調達に係る基本的な考え方やイベントにおけるプレミアム基準適用対象の考え方を整理し、イベントにおけるグリーン購入ガイドラインをプレミアム基準策定ガイドライン別冊として作成した。

初版では、共通ガイドライン 8 カテゴリー、品目別ガイドライン 6 品目、イベントにおける考慮事項を 2 項目設定しているが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」が策定されるとともに、紙及びパームオイル（油）の調達コードが策定されたこと等を踏まえ、ガイドラインへの記載内容等への反映について検討を行う。

なお、イベントにおいて、より広範な環境物品等の調達を促進していく観点から、イベントにおけるグリーン購入ガイドラインの活用状況を踏まえ、プレミアム基準を示す品目の拡大について、必要に応じて検討を実施するものとする。

3. その他

（１）配慮事項に係る検討との整合

配慮事項については、特定調達品目間の記載内容等の整合に係る検討を進めることとし、可能な品目について適時対応を進めているところである²。

また、プレミアム基準の考え方を配慮事項に組み込む方法についても、これまでの配慮事項に係る検討との整合を図りつつ、引き続き検討を進めるものとする。

（２）検討に当たっての留意点

品目別のプレミアム基準のレベルについては、将来的な技術開発動向等の見込みを把握し、適切に設定する必要があることから、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。

² 特定調達品目の判断の基準等の記載内容・様式等の統一化、配慮事項の見直しについては、当該品目の判断の基準等の見直し時点において実施することを原則としている。